

# 全 国 知 事 会 の 概 要

(2010年10月)

全国知事会

東京都千代田区平河町2丁目6番3号

## 全国知事会の概要

〔名称〕 全国知事会(National Governors' Association)

〔設立〕 1947年(昭和22年)10月1日

1947年4月5日実施された選挙による初の公選知事により、地方ブロック別の知事の協議機関(地方自治協議会)が発足したが、本会は、その全国連合組織である「全国地方自治協議会連合会」として同年10月1日に設立された。

その後、全国の知事をもって組織する団体であるという性格を明らかにするため、1950年(昭和25年)10月11日「全国知事会」と改称し、今日に至っている。

〔目的〕 各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図る。(全国知事会規約第3条)

〔事業〕

- 1 各都道府県の事務に関する連絡調整に関する事項
- 2 地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進に関する事項
- 3 地方自治法の規定に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出に関する事項
- 4 諸外国との友好交流
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な事項

〔組織〕

- 1 全国の都道府県知事をもって構成する。
- 2 地方自治法第263条の3第1項の規定に該当する全国的連合組織である。

[役員] 会長 福岡県知事 麻生 渡  
副会長6名、理事7名、監事3名

[会議等]

(1) 全国知事会議

ア. 全国知事会議は本会の意思決定機関であり、次に掲げる案件を議決する。

- ① 規約の制定及び改廃に関する事
- ② 重要な政策に関する事
- ③ 内閣又は国会に対する意見具申に関する事
- ④ 法令外負担金に関する事
- ⑤ 正副会長会議又は理事会において必要と認めた事項

イ. 全国知事会議は年2回開催する。

- ① 7月開催;翌年度政府の施策並びに予算に関する提案・要望を審議、決定する。
- ② 12月開催;翌年度地方財政対策等、国の予算編成に関する対策協議を行う。

以上のほか、政府と地方団体との連繋を緊密にするため、政府主催の全国都道府県知事会議が、通常、年1回(秋季)開かれる。

(2) 正副会長会議

正副会長会議は全国知事会としての政策提言や会務全般に関する会長への助言及び特別委員会の設置の決定を行う。

(3) 理事会

理事会は次に掲げる案件を議決する

- ① 規則の制定及び改廃に関する事
- ② 本会の会務に関する事
- ③ 予算を定め、決算を認定すること
- ④ 全国知事会議において委任された事項

(4) 常任委員会及び特別委員会

ア. 常任委員会は地方行財政に関する事項を調査・研究し、政策の立案並びにその推進を図るものであり、次の4委員会が常設されている。

- ① 総務常任委員会
- ② 農林商工常任委員会
- ③ 建設運輸常任委員会
- ④ 社会文教常任委員会

イ. 特別委員会は、地方行財政に関する特定の重要政策等を審議するものであり、10の特別委員会がある。

- ① 政権公約評価特別委員会
- ② 男女共同参画特別委員会
- ③ 道州制特別委員会
- ④ 災害対策特別委員会
- ⑤ 情報化推進対策特別委員会
- ⑥ 憲法問題特別委員会
- ⑦ 地方分権推進特別委員会
- ⑧ エネルギー・環境問題特別委員会
- ⑨ 次世代育成支援対策特別委員会
- ⑩ 地方財政の展望と地方消費税特別委員会

(5) 研究会等

自治制度に関する基本問題を研究するため、学識経験者で構成する自治制度研究会がある。

〔事務局〕 所在地 東京都千代田区平河町2丁目6番3号  
事務総長 中川 浩明  
職員数(定員) 42名